

麻薬及び向精神薬取締法

<麻薬取扱者>

種別	条	項	法令の定め	審査基準
			麻薬小売業者	
法	2		麻薬施用者の麻薬を記載した処方箋(麻薬処方箋)により調剤された麻薬を譲り渡すことを業とする者	
			I.構造設備	
法	34	1	麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。	
		2	前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。	薬局(調剤室)内に麻薬専用の固定された堅固な保管設備(麻薬金庫)を設置すること。
			II.要件	
法	3	2	医薬品医療機器等法に規定する薬局開設者であること。 次の各号に該当する者には、免許を与えないことができる。 1. 法第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 2. 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 3. 前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者 4. 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 5. 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者 6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。) 7. 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの 8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者	

麻薬及び向精神薬取締法

種別	条	項	法令の定め	審査基準
規則	1-2		法第3条第3項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
規則	1		免許申請手続き 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により、麻薬小売業者の免許を受けようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第1号様式による申請書に、免許を受けようとする者（免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、これを提出しなければならない。	以下の書類を提出すること。 1. 麻薬小売業者免許申請書 2. 申請書が法人であるときは登記事項証明書（発行後6ヶ月以内のもの） 3. 申請者が法人であるときは役員の業務分掌表 4. 業務を行う役員の診断書（申請日から遡って30日以内に診断を受けていること。） 5. 大阪府知事以外から薬局開設許可を受けている場合は薬局開設許可証の原本を持参し、申請窓口で照合をうけること。
法	5		免許の有効期間 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。	

麻薬及び向精神薬取締法

<麻薬取扱者>

種別	条	項	法令の定め	審査基準
			麻薬施用者 疾病の治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方箋を交付する者	
法	2		I.構造設備 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。	
法	34	1	前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。	業務所内に麻薬専用の固定された堅固な保管設備（麻薬金庫）を設置すること。 ただし、1人施用者の診療所等で直接、麻薬を所有・管理しない場合（100%院外処方箋を発行する場合）は除く。
		2	II.要件 医師、歯科医師又は獣医師であること。	
法	3	2	次の各号に該当する者には、免許を与えないことができる。 1. 法第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 2. 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 3. 前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく处分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者 4. 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 5. 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者 6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。) 7. 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前各号のい	

麻薬及び向精神薬取締法

種別	条	項	法令の定め	審査基準
			ずれかに該当する者があるもの 8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者	
規則	1-2		法第3条第3項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
規則	1		免許申請手続き 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により、麻薬施用者の免許を受けようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第1号様式による申請書に、免許を受けようとする者に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、これを提出しなければならない。	以下の書類を提出すること。 1. 麻薬施用者免許申請書 2. 申請者の診断書（申請日から遡って30日以内に診断を受けていること。） 3. 申請者の医師免許証、歯科医師免許証又は獣医師免許証の原本を持参し、申請窓口で照合を受けること。ただし、保健所等行政機関で原本照合を受けたそのものを持参する場合はこの限りではない。
法	5		免許の有効期間 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。	

麻薬及び向精神薬取締法

<麻薬取扱者>

種別	条	項	法令の定め	審査基準
			麻薬管理者	
法	2		麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者	
法	33	1	麻薬施用者が2人以上従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理者を1人置かなければならぬ。	
			I.構造設備	
法	34	1	麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。	
		2	前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。	業務所内に麻薬専用の固定された堅固な保管設備(麻薬金庫)を設置すること。
			II.人的要件	
法	3	2	医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師であること。	
			次の各号に該当する者には、免許を与えないことができる。	
		3	1. 法第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 2. 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 3. 前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者 4. 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 5. 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者 6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。) 7. 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前各号のい	

麻薬及び向精神薬取締法

種別	条	項	法令の定め	審査基準
			ずれかに該当する者があるもの 8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者	
規則	1-2		法第3条第3項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	
規則	1		免許申請手続き 麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により、麻薬管理者の免許を受けようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第1号様式による申請書に、免許を受けようとする者に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、これを提出しなければならない。	以下の書類を提出すること。 1. 麻薬管理者免許申請書 2. 申請者の診断書（申請日から遡って30日以内に診断を受けていること。） 3. 申請者の医師免許証、歯科医師免許証、獣医師免許証又は薬剤師免許証の原本を持参し、申請窓口で照合を受けること。ただし、保健所等行政機関で原本照合を受けたその者を持参する場合はこの限りではない。
法	5		免許の有効期間 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。	

麻薬及び向精神薬取締法

<麻薬取扱者>

種別	条	項	法令の定め	審査基準
			麻薬研究者	
法	2		学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者	
			I.構造設備	
法	34	1	麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その麻薬業務所内で保管しなければならない。	
		2	前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚醒剤を除く)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。	業務所内に麻薬専用の固定された堅固な保管設備(麻薬金庫)を設置すること。
			II.要件	
法	3	2	学術研究のため麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者。	
		3	次の各号に該当する者には、免許を与えないことができる。 1. 法第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 2. 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者 3. 前2号に該当する者を除くほか、この法律、大麻草の栽培の規制に関する法律、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者 4. 心身の障害により麻薬取扱者の業務を適切に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの 5. 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者 6. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。) 7. 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの	

麻薬及び向精神薬取締法

種別	条	項	法令の定め	審査基準
規則	1-2		<p>8. 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>法第3条第3項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	
規則	1		<p>免許申請手続き</p> <p>麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により、麻薬研究者の免許を受けようとする者は、その麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に、別記第1号様式による申請書に、免許を受けようとする者に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかに関する医師の診断書を添えて、これを提出しなければならない。</p>	<p>以下の書類を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 麻薬研究者免許申請書 2. 申請者の診断書（申請日から遡って30日以内に診断を受けていること。） 3. 申請者の履歴書（記名押印若しくは署名要） 4. 研究計画書（研究者の氏名、研究目的、麻薬の入手先、麻薬の種類等） 5. 研究室のある建物の平面図 6. 研究室内詳細図（保管場所を明示） 7. 保管場所の写真又は立体図（施錠及び固定が確認できるもの）
法	5		<p>免許の有効期間</p> <p>麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。</p>	